

「第三期長崎県立高等学校改革基本方針」（素案）に対する パブリックコメントの募集結果について

「第三期長崎県立高等学校改革基本方針」（素案）について、パブリックコメントを実施しましたところ、貴重なご意見をいただき厚くお礼申し上げます。

いただいたご意見に対する県の考え方をまとめましたので公表します。

- 1 募集期間 令和元年11月27日～令和元年12月26日
- 2 募集方法 電子申請、郵送、ファクシミリ
- 3 閲覧方法 ホームページ掲載、長崎県教育庁総務課、
県政情報コーナー（県庁県民センター内）、
各振興局行政資料コーナー（長崎振興局を除く）
- 4 意見件数 21件（8個人、1団体）
- 5 意見への対応区分の内容

対応 状況	内 容	件数
A	素案に修正を加え反映させたもの	2
B	素案に既に盛り込まれているもの、素案の考えに合致し、今後、具体的な対応を遂行する中で反映していくもの	5
C	今後の検討課題とするもの（反映しないが、今後の施策の進め方の参考等とするもの）	1
D	反映が困難なもの	8
E	その他	5

6 提出された意見の要旨及び県の考え方

第 I 章 今後の県立高等学校教育改革の方向性

3 今後の県立高等学校教育改革の方向性

対応区分	意見の要旨	意見に対する県の考え方
D	<p>「次の人材の育成を目指して（中略）教育改革を進める」としているが、教育改革は「人材育成」ではなく、高校で学ぶ全ての生徒の成長・発達を保障するために行われるべきである。</p>	<p>【P 4 第 I 章－3】</p> <p>本基本方針では、県立高等学校教育において、生徒が身に付けることを目指す基礎的な力について記載しております。</p> <p>教育改革は、どのような力を身に付けた人（人材）を育成するのかの理念に基づき、行うべきであると考えております。</p>
A	<p>私立高校の取組は、県立高校にはないものがたくさんある。県立高校は地域にとっての存在意義や価値を再確認し、生徒数を伸ばす努力をする必要がある。そのため、「県立高校の魅力を高めていく」等の文言を盛り込むべきではないか。</p>	<p>【P 4 第 I 章－3－（1）－①】</p> <p>各県立高等学校においては、現在も魅力ある学校づくりを進めているところです。</p> <p>なお、ご意見を踏まえまして、次のとおり加筆しました。</p> <p>① 学科やコースの改革 ～（略）～</p> <p>また、<u>各高等学校の魅力化を進めるため、生徒の多様な学習要望や進路希望等に対応するとともに、国の高等学校教育改革の方向性等を踏まえて、各学科やコースの教育内容を改善し、更なる特色化や新たな学びの導入等について検討する。</u></p>

第Ⅱ章 社会の変化に対応した教育制度等の改革

1 学科やコースの改革

対応区分	意見の要旨	意見に対する県の考え方
D	<p>学校の特色化のために、特に理数科や国際科等の普通科系の専門学科の新たな学科やコースの設置は不要である。</p>	<p>【P5 第Ⅱ章-1-(1)】</p> <p>生徒の多様な学習要望・進路希望、グローバル化・情報化の進展、時代の要請等の社会環境への変化に対応していくため、専門的な学びが可能となる新たな学科やコースの設置については検討する必要があると考えております。</p>
A	<p>定時制においてのみ、通級指導等の生徒への支援が記載されているが、通級指導は全日制でも行うべきと考える。現状の記載では、定時制が通級指導を希望する生徒の受け皿であると考えているように読める。</p>	<p>高等学校における特別支援教育については、定時制課程に限らず、全日制課程においても充実を図っております。</p> <p>なお、ご意見を踏まえまして、次のとおり、加筆・修正しました。</p> <p>【P3 第Ⅰ章-2-(1)】 ～(略)～</p> <p>各高等学校においては、<u>多様な生徒の学習要望</u>や高等学校卒業後の進路希望にきめ細かに対応した学び、今後の社会の変化に対応した新たな学びの提供が課題となっている。</p> <p>【P5 第Ⅱ章-1-(1)】 ～(略)～</p> <p><u>更に、発達障害を含む特別な教育支援を必要とする生徒に対応するために、生徒個々に応じた指導・支援の充実を図ることとする。</u></p>
E	<p>学校ごとの役割等を明確にし、受検生が選択しやすいような配慮が必要である。</p>	<p>本基本方針は、県立高等学校の教育改革や適正配置等に関する県教育委員会としての基本的な考え方を示しております。</p> <p>生徒が自らの適性や進路希望に応じて高等学校を選択できるよう、学校説明会やホームページ等において、各高等学校の特色等について周知を図っており、今後ともその充実に努めてまいります。</p>

E	<p>県内人口減少対策等のため、進学校においては、大学進学のみを目指すのではなく、次のことを行って欲しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「進学校から就職できるためのガイダンス(仮)」等の小冊子を作る。 ・就職や公務員コースを設置するなどして、就職や専門学校への進学を増やす。 	<p>全ての公立高等学校に進路指導を担当する校務分掌を設置しており、いわゆる進学校においても担当職員が中心となって進学・就職の指導を行っております。進学校においては、ほとんどの生徒が進学希望であり、生徒の志望校について大学や専門学校等の情報提供を行っています。また、一般就職や公務員等の希望者は少数ですが、希望する生徒については個別に対応し、生徒の進路希望に応じた指導を行っております。</p>
---	---	---

第Ⅲ章 県立高等学校の再編整備

1 全日制課程の再編整備の進め方

対応区分	意見の要旨	意見に対する県の考え方
B	<p>「地域から求められる期待」という文言はあるが、地域における高校の意義や価値等を考慮し、「まちづくり」の視点から、「市町のまちづくりの方向性に考慮し」等の文言を盛り込む必要があるのではないか。</p>	<p>【P17 第Ⅲ章-1-(1)】</p> <p>「交通事情や地理的条件、産業構造等の地域の実情」等、同趣旨の内容を記述しております。</p>
D	<p>「適正な学校規模の基準 イ」において、小中高一貫教育を実施している一島一高校の第一学年の在籍者を10人以上が望ましい、としているが、既に1学年10人未満となっている学校がある。一島一高校では高校がなくなると転居が増え、島の社会運営が大変困難となる。10人以上としている人数について、再検討をお願いします。</p>	<p>【P17～18 第Ⅲ章-1-(2)】</p> <p>適正な学校規模の基準については、3～8学級(120～320人)を標準としつつ、小中高一貫教育を実施している一島一高等学校では、その地域性等に鑑み、1学年1学級の学校として配置するものとしております。その上で、教育効果等の観点から一島一高等学校では、第一学年の在籍者数は10人以上を望ましい人数としております。</p> <p>上記の基準は、適正な学校規模の基準として示しており、このことのみで統廃合とするということではありません。</p>

D	<p>「適正な学校規模の基準 イ」において、小中高一貫教育を実施している一島一高校の第一学年の在籍者を10人以上が望ましい、としているが、今後10人以上となるのは難しい高校もある。そのため、今後は募集人数を10人として、少人数指導を徹底した方が離島留学の希望が増えるのではないか。</p>	<p>【P17～18 第三章-1-(2)】</p> <p>教育効果等の観点から、小中高一貫教育を実施している一島一高等学校の第一学年の在籍者は、10人以上を望ましい人数と考えており、募集定員を10人とするは難しいと考えております。</p>
B	<p>「適正な学校規模の基準」について、1学年3～8学級とし、それを1学級下回る場合も弾力的に取り扱うとしたことは、賛同する。</p>	<p>【P18 第三章-1-(2)-②】</p> <p>賛同いただいた原案（素案）を生かし、県立高等学校の教育改革を進めてまいります。</p>
B	<p>できれば再編整備は最小限にとどめて欲しいものであり、時間をかけて多方面からの意見を聞き考えなければならない問題である。</p>	<p>【P18～19 第三章-1-(3)】</p> <p>学校の機能と教育水準の維持向上を図るため、今後の中学校卒業者の推移や交通事情等の地域の実情等を十分に考慮しながら、全県的視点に立った再編整備が必要であると考えております。</p> <p>また、入学者が定員を大きく下回っている小規模校においては、学校・市町・県・地元関係者等で組織する協議会を設置した上で、当該高等学校の活性化策等について協議・実践することとしております。</p> <p>再編整備を進めるにあたっては、その必要性や高等学校の状況等について、保護者をはじめ、市町及び教育委員会、地域住民等へ十分に説明を行い、ご意見を伺いながら検討を進めていきたいと考えております。</p>
B	<p>再編整備の進め方について、統廃合等を検討する際に、学校・地域・地元関係者等を含む協議会を設置して、当該校の活性化策について協議することは賛同する。</p>	<p>【P18～19 第三章-1-(3)-②】</p> <p>賛同いただいた原案（素案）を生かし、県立高等学校の教育改革を進めてまいります。</p>

D	<p>学校・地域・地元関係者等で構成する「協議会」は、「適正配置の基準等 エ・オ」の場合においても、高校がなくなる地域が生まれるため、協議会を設置すべきである。</p>	<p>【P18～19 第三章-1-(3)-②】</p> <p>「適正配置の基準等 ア・イ・ウ」については、学校・市町・県・地元関係者等で組織する協議会において活性化策等について協議していくこととしております。</p> <p>「適正配置の基準等 エ・オ」については、協議会を設置することは考えておりませんが、再編整備を進めるにあたっては、その必要性や高等学校の状況等について、保護者をはじめ、市町及び教育委員会、地域住民等へ十分に説明を行い、ご意見を伺いながら検討を進めていきたいと考えております。</p>
D	<p>「適正配置の基準等 ア・イ」において、活性化策を協議し、実践するには、「協議を開始した年から起算し3年目以降」では期間が十分ではない。</p>	<p>【P18～19 第三章-1-(3)-②】</p> <p>活性化策等を協議・実践し、その成果等を検証する期間は確保できていると考えております。期間の設定については、該当校で学ぶ生徒や該当校に進学を考えている中学生等への影響についても考慮する必要があると考えております。</p>
E	<p>学校・地域・地元関係者等で構成する「協議会」においては、県から高校の「設置者の在り方」を提案すべきではない。</p>	<p>【P18～19 第三章-1-(3)-②】</p> <p>協議会においては、地元市町等からのご意見を踏まえ、あらゆる活性化策等について検討してまいります。</p>
D	<p>学校・地域・地元関係者等で構成する「協議会」では、関係する高校生や中学生の意見を聞かずに協議を進めることは望ましくない。</p>	<p>【P18～19 第三章-1-(3)-②】</p> <p>協議会では、あらゆる活性化策等について協議していくことを想定しており、高校生や中学生の意見については、その保護者等を通じて確認していく方向で考えております。</p>
D	<p>1学級の定員を「標準法」の基準どおり40名として、再編整備の方針が示されているが、生徒減少が見込まれる地域での少人数学級の実現に踏み出すべきである。</p>	<p>教職員の配置については、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」を基準に行っております。</p> <p>少人数学級を実施した場合、国の基準以上の配置が必要となり、その超えた部分は県の単独予算での措置となるため、本県の厳しい財政状況において実施は困難と考えております。</p>

C	宇久においては、一島一高校で、教師・生徒が一丸となった素晴らしい形ができており、この継続と、各機関との関係の維持に努めてほしい。また「離島留学制度」も含めた複合的な対策により、学校が存続する施策を希望する。	宇久高等学校の魅力化については、地元の皆様のご協力のもと、取り組んでおります。 なお、本基本方針により、県教育委員会が協議会を設置する高等学校においては、地元市町をはじめとする関係の方々とあらゆる活性化策等について協議することになると考えております。
E	中学校卒業生数の減少分については、公立高校の再編整備で対応しようとしているように読めるが、私立高校との関係について明らかにしなければ、公立高校の適正配置の考え方がはっきりしない。	本県の高等学校教育は、公私立高等学校で担っており、中学校卒業生数の減少は、全ての公私立高等学校に影響を及ぼすものと考えております。 本基本方針は、県立高等学校の教育改革や適正配置等に関する県教育委員会としての基本的な考え方を示しております。

2 定時制課程・通信制課程の再編整備の進め方

対応区分	意見の要旨	意見に対する県の考え方
B	定時制・通信制について、定時制が高校教育におけるセーフティネットの役割を担っていることを考慮するという文言を明記すべきである。	【P20 第三章-2】 「多様な入学動機を持つ入学希望者が高等学校教育を受ける機会を保障する観点」等、同趣旨の内容を記述しております。

全般

対応区分	意見の要旨	意見に対する県の考え方
E	第三期基本方針及び実施計画の策定に際して、現場の教職員の意見を尊重すること。	これまでも関係の校長をとおして、教職員の意見を聞いており、今後もその姿勢に変わりはありません。